

地域医療構想策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 地域医療構想(医療法(昭和23年7月30日法律第205号。以下「医療法」という。)第30条の4に規定する医療計画に定める地域における将来の医療提供体制に関する構想に関する事項をいう。以下同じ。)を策定するため、医療法施行令(昭和23年10月27日政令第326号。以下「施行令」という。)第5条の21第1項の規定に基づき、静岡県医療審議会(以下「審議会」という。)に地域医療構想策定作業部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、医療法及び地域医療構想策定のためのガイドライン(平成27年3月31日付け医政発0331第53号、厚生労働省医政局長通知)に即した静岡県保健医療計画の一部となる地域医療構想の策定に資するため、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 地域医療構想の策定における医療需要に対する医療供給(医療提供体制)
- (2) 構想区域
- (3) 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策
- (4) その他地域医療構想策定のために必要な事項

(部会の構成員)

第3条 部会に属すべき審議会委員及び専門委員(施行令第5条の19第2項に基づき知事の任命する者をいう。)は、施行令第5条の21第2項の規定により審議会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、その部会に属する委員(以下「委員」という。)の互選により定める。
- 3 部会長は、部会の会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

(招集)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、設置後最初の部会は、審議会長が招集する。

(議 事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(説明又は意見の聴取)

第6条 議長は、必要と認めるときは、部会に諮って関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(庶 務)

第7条 部会の庶務は、健康福祉部医療政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。